

衛公研だより

発行：山梨県衛生公害研究所 甲府市富士見一丁目 7-31 055-253-6721

URL:<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/eikouken/>

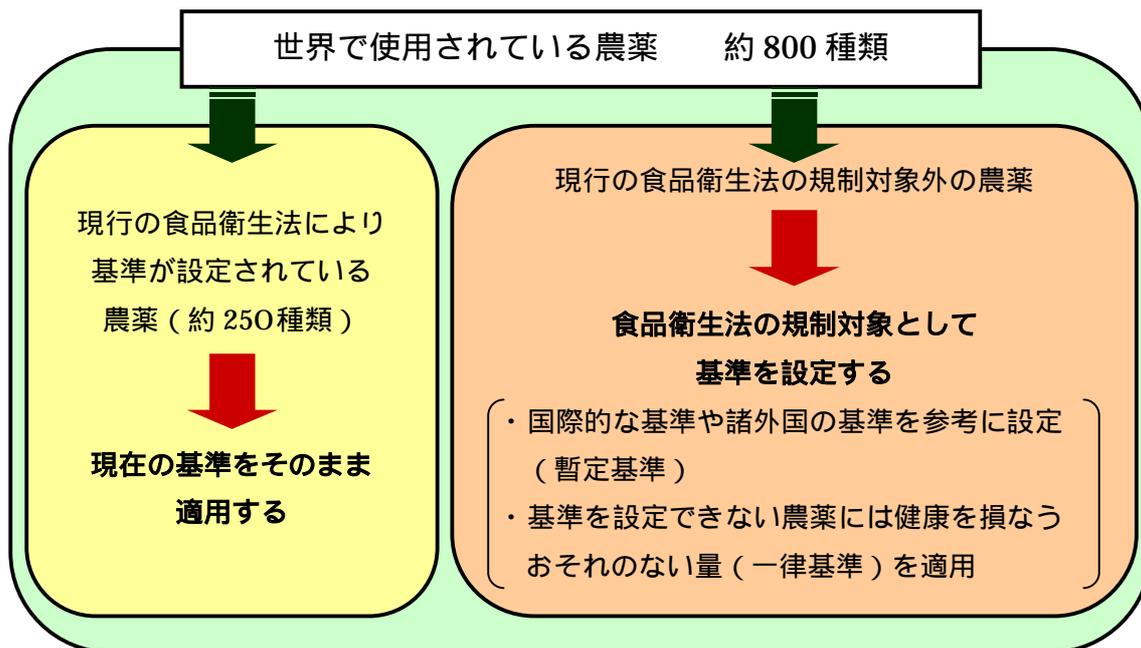
平成18年度からスタートする調査研究課題の紹介

平成18年2月2日に開催された平成17年度第2回課題評価委員会で平成18年度から実施予定の調査研究計画案に対する事前評価が行われました。評価をいただいた3課題の概要を紹介します。

1. 県内産農作物における農薬の使用実態と 残留農薬調査

平成15年に行われた食品衛生法の一部改正に伴い、食品中の残留農薬には平成18年5月より「**ポジティブリスト制度**」と呼ばれる制度が導入されることとなりました。これは、**基準が設定されていない農薬が、一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止する**制度です。

現在、世界で使用されている農薬の数は約800種類にも及びます。このうち、現行の食品衛生法により基準が設定されている農薬は約250種類と限られています。ポジティブリスト制度では、基準が設定されていない農薬が一定量以上含まれる食品は流通が禁止されます。現在の基準をそのまま適用した場合、基準が設定されていない農薬が健康上問題のない程度に残留した場合でも流通は禁止され、不必要に食品の流通が妨げられてしまいます。そこで、約800種類の農薬全てを食品衛生法の規制対象として、基準を設定します(図)。



図：ポジティブリスト制度導入による残留基準の設定

ポジティブリスト制度により、何百種類もの残留農薬を監視する必要があるのに対して、実際に農作物に使用される農薬はそのうちの一部にすぎません。一方、農家では「農薬使用履歴」に使用した農薬の種類や散布量を記録しています。

そこで、より効率的な監視体制のもとポジティブリスト制度に対応するため、農薬使用履歴を利用して農薬の使用実態を調査し、使用された農薬を対象とした残留検査を行います。

調査は、県内産農作物のうち生産量や県内流通量の多い農作物について、

- (1) 農薬使用履歴を利用して農薬の使用実態を調査する。
- (2) 実態調査に基づき残留検査を行い、使用農薬の残留状況を調査する。
- (3) 使用農薬と残留農薬の比較から、使用農薬の残留特性を調査する。

を計画として進めます。

県内産農作物に使用される農薬の特徴を把握して残留検査を行うことで、より効率的に残留農薬を監視することができます。また、調査結果をもとに消費者や生産者に残留農薬に関する情報を提供することにより、食の安全・安心につながることができます。